

講演会「東京裁判——国際政治と国際法の立場から——」

東京裁判と国際政治

帝京大学教授 日暮 吉延

はじめに

今日は「東京裁判と国際政治」というタイトルでお話しします。

東京裁判は、「日本の犯罪的軍閥が長期にわたる共同謀議を行い、侵略戦争と残虐行為でもって平和的な国際秩序を破壊した」と断罪しました。このような歴史の見方や処罰根拠の問題点をめぐって、これは「文明の裁き」なのか、「勝者の裁き」なのかという二者択一の形で対立が続いてきたわけです。

こうした対立は、「東京裁判の否定」が「戦前期日本の肯定」を意味するため、歴史認識の問題や靖国問題の源流となり、いまだに和解が難しい価値の対立が続いています。私は、東京裁判は「昭和の戦争の帰着点」であり、「戦後思想の出発点」でもあると考えていますが、大抵の議論は「文明の裁き」か、「勝者の裁き」か、どちらかに純化するので大変明快です。しかし、そのためにかえって対立は激しくなる一方で、なかなか冷静な議論は望めない状況となっています。

私は、この裁判を国際政治における一つの政策だと捉えています。

そうすると、「文明の裁き」でもあり「勝者の裁き」でもあるという東京裁判の複雑性や多面性が見えてくるのではないかと考えているからです。今日は、このような東京裁判の概要を国際政治の文脈から政治外交史的に見ていきたいと思います。<sup>(1)</sup>

一 新しい戦争犯罪の成立

まずは「新しい戦争犯罪の成立」という問題から始めましょう。第二次世界大戦で戦犯処罰を連合国の戦争目的にしようとしたのは、一九四一年一〇月のウインストン・チャーチル英首相の声明です。ちょうどその二カ月前、イギリス、アメリカによる大西洋憲章が発表され、国際安全保障のためにナチの暴虐な体制を最終的に破壊する、つまりはドイツの国家改造をしようという戦後構想を打ち出しました。これとチャーチルの戦犯処罰を戦争目的に組み込もうという声明はパラレルであったと考えます。

一九四三年一月、カサブランカ会谈最終日の記者会見でフランクリ

ン・ローズヴェルト米大統領は枢軸国の哲学を粉砕するとの発言をしています。これも同様だと思います。

それでは、第一次世界大戦のときはどうだったのかというと、有名なウッドロー・ウィルソン大統領の十四カ条は、敵国ドイツの政治的な改造は否定しているのです。これに対して、第二次世界大戦時の戦犯処罰は枢軸国の国家改造計画に組み込まれたところに大きな特徴があったと考えています。ただし、当時の戦犯処罰の対象は専らナチ・ドイツの残虐行為であり、何をどのように裁くのかということとはなかなか決まりませんでした。その状況が劇的に変わったのは、連合国の勝利が見えるようになった一九四四年後半以降、アメリカの政策決定においてです。

アメリカ陸軍省が政策決定を始めると、急テンポで事態が動き出し、残虐行為の処罰だけではなく、侵略戦争の開始も裁くべきだという方向に進んで、アメリカの方針が急速に固まっていくことになりました。一九二八年のケロッグ・ブリアン条約(パリ不戦条約)が再定義されて、侵略戦争の犯罪化の主要な根拠にされたのも、このときです。

国際裁判の具体的な意図は、アメリカの陸軍長官、國務長官、司法長官の三長官がローズヴェルト大統領に提出した一九四五年一月のメモに示されています。ここでは戦犯処罰の目的を「正義の要請」、「戦後安全保障」、「ドイツ人の再生」という三点に求めています。そして、裁判方式を推奨する理由として、歴史の尊敬を受けられること、また、ナチの犯罪の記録を残せることを挙げていました。指導者の処罰とい

うショック療法で敗戦国ドイツの国民に自責の念を持たせ、平和的な国家に改造しようという一罰百戒の教育効果が、この国際軍事裁判には期待されていたこととなります。

こうしたアメリカの政策をベースにして、米・英・仏・ソ四カ国がナチ指導者を裁くニュルンベルク裁判のあり方について国際合意をしました。一九四五年八月八日のロンドン協定です。この協定に附属していたのが国際軍事裁判所憲章で、同憲章中に(a)(b)(c)という三つの戦争犯罪類型、すなわち「平和に対する罪」、「通例の戦争犯罪」、「人道に対する罪」が明示されました。② 伝統的な戦争犯罪は(b)の戦争法規の違反によるものですが、残りの(a)「平和に対する罪」、(c)「人道に対する罪」は新しい戦争犯罪と言えます。

国際軍事裁判所憲章に書かれている(a)(b)(c)は、クラスA、クラスBなどと表現されまして、それがいわゆるA級戦犯、B級戦犯という呼称につながっています。違う説明の仕方もあるのですけれども、今言及した(a)(b)(c)という犯罪類型による連合国側の整理が正しいわけです。

## 二 ポツダム宣言第一〇項

さて、こういった対ドイツ政策が今度は日本に転用されます。日本の場合の戦犯処罰を公的に明示したのが、米・英・中の三カ国が一九四五年七月二六日に発したポツダム宣言です。この第一〇項に「吾等



教授 延吉 日暮

ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ」とあります。「嚴重ナル処罰」の原語は *stern justice* ですが、これが対日戦犯裁判実施の法的根拠です。

ポツダム宣言を受諾することで、日本は戦争に敗れ、そこである種の契約関係が発生し、日本政府は連合国の戦犯裁判に協力する義務を負う立場になりました。この点はあまり意識されていませんが、ポツダム宣言受諾の効果は論理的にはそうなるのです。

ただし、この第一〇項にある「戦争犯罪人」の意味については、議論の余地がありました。東京裁判の弁護側は後に公判で、宣言受諾当時、国際法上の犯罪だったのは戦争法規違反だけであるから、「平和に対する罪」も「人道に対する罪」も、この受諾内容には入らないという反駁をしています。

実は一九四五年五月のアメリカのドイツ占領指令「JCS 一〇六七／八」の表現とポツダム宣言第一〇項の表現はとてもよく似ています。

「JCS 一〇六七／八」では「残虐行為もしくは戦争犯罪を含む、または、それらをもたらしたナチの企図の立案または実行に参加した者」と書かれています。ポツダム宣言第一〇項の「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人」という表現に似ています。こ

れがおそらく第一〇項のモデルだったのだらうと私は推測しています。ポツダム宣言が出された七月二六日は、米・英・仏・ソ四方国によるロンドン会議が審議中で、まだ結論が出ていない時期です。ですから捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人という曖昧な表現にして、後に「平和に対する罪」の開戦責任者などを含めることを政策オプションとして確保したのだと解釈するのが妥当だと考えています。

### 三 占領と日本人

次に「占領と日本人」という問題に移りたいと思います。

日本占領、そして東京裁判を主導したのはアメリカでした。アメリカが主導した理由は、対日勝利の主役であったことが政治的資格として大きかったからです。

一九四五年九月一日、アメリカ軍の諜報部隊が東條英機の直接逮捕に及んで以降、戦犯容疑者逮捕の嵐が日本に吹き荒れました。最終的な逮捕者は約二万五千人とされており、そのうちA級戦犯容疑者に該当するのは百名あまりだと言われます。日本の場合、ドイツとの違いはいくつかありますが、例えば、ニュルンベルクの裁判所は先ほどのロンドン協定という国際合意によって設置されているのです。これに対して、日本の場合はダグラス・マッカーサー連合軍最高司令官が裁判所を設置したという違いがあります。

それでは、マッカーサーはどういう資格で裁判所を設置したので

しうか。例えば、連合国最高司令官としてか、あるいは米軍の太平洋陸軍総司令官としてなのかということですが、実は、そこは深く意識されていませんでした。それが後々、アメリカの最高裁に訴願をするような問題にもつながっていきませんが、日本の場合、やはりそこもアメリカの主導権が強かったという事情によるのでしょうか。

そして、圧倒的な力を見せつけるアメリカに対し、日本人は概して従順でした。反発はもちろんありませんでしたが、敗戦の現実を前にしてはどうしようもなかったということかと思えます。また、日本人の変貌ぶりもかなり極端でした。いろいろな人が同様のことを書き残しているのですが、例えば徳富蘇峰の日記を見ますと、日本人の変貌ぶりに対する厳しい批判が書きつづられています。

そして、これと似た態度というのは日本人に限らず、実はドイツ人にもありました。よく日本人とドイツ人とは戦争責任について態度が違ふということが強調されますが、裁判当時はかなり似た部分があったのです。米国の在ドイツ軍政副長官で、後に長官になったルシアス・クレイの報告書を見ますと「ドイツ人は、ナチが戦争に敗れたことを非難し、自分は政府の犯罪を知らなかったと言い張り、自分がナチを支持したり沈黙したりしたことについては副次的なことでは仕方なかったと無視している」という報告をしています。

敗戦の異常な空気の中で日本人の多くは、東條らの軍閥に責任を押しつけて、激しくののしりました。いつしか「戦犯」という言葉が、他人を攻撃するために日常的に使われるようになったのです。

それでは、日本人の考える戦争責任とはどういうものだったのでしょうか。一九四六年五月に在日イギリス代表部が作成した文書によれば、日本人は東京裁判の告発の本旨である「侵略戦争を開始した責任」を理解せず、被告人の主な責任は戦争に敗れたことにあると考えている、とされました。これがいわゆる敗戦責任であり、この概念については、日本社会党の水谷長三郎が四五年一二月の衆議院本会議で「拙劣な戦争指導で敗戦をもたらした責任」という定義づけをしています。

また同年一二月の衆議院本会議では、自由党の北吟吉（北一輝の実弟）が、勝ちもしないような戦争を始めた連中が敗戦責任者であると言っています。勝つたら余り文句も出ない、要するに、負けたから悪いという議論でした。

いずれにしても、敗北したり失敗したりという点が問題の核心であり、勝ちさえすれば多少のミスは許されるということでした。現在の日本では、しばしばマスメディアが「戦犯」や「A級戦犯」という用語を使っていますが、それは先ほど言及した「平和に対する罪」の責任といった本義とはかなり離れているわけです。それでは全く異なる用法なのかというと、実は敗戦直後から敗北や失敗の責任を追及する意味合いがありました。つまり、決して突然変異というわけではなく、敗戦直後以来の脈絡もあるのです。

日本が自主的な戦犯裁判や戦争責任の追及をする可能性があったのか、という議論が時折提起されますが、この点については、一九四五年九月、連合国の裁判を一方的なものにしないために、日本側でも戦

争犯罪についての調査、審判をしようという閣議決定が行われてい  
ます。ただし、これは裁きの対象が残虐行為の実行をした下位の責任者  
に限られていて、指導者層は対象外でした。その意味で、連合国の裁  
判とはかなり距離がありましたし、四六年三月、GHQから日本側の  
審判は全面停止せよと命じられています。

また、幣原喜重郎首相は一九四五年一二月の衆議院本会議において、  
政府が特定の政治家の責任を指摘するのは適切ではなく、国民の間に  
血で血を洗うような追及というの也不好ましくなく、既に戦争責任者の  
一部は連合国側に逮捕されて審判を受けている、という答弁をしてい  
ます。つまり、日本政府に独自の戦犯裁判を行おうという意思はなく、  
少なくとも勝者の処罰を容認したのだと見てよいでしょう。

日本政府も、当初は連合国の裁判への対策として弁護の統一方針を  
つくろうとしました。幣原内閣時に「戦争責任等に関する応答要領」  
という文書がまとめられていて、第一に天皇に責任を及ぼさない、第  
二に国家弁護を優先して、それに抵触しない範囲で個人弁護を行う、  
という方針を示しています。しかし先ほども触れたとおり、日本政府  
はポツダム宣言に協力する義務を負っているのです、その点から日本政  
府が統一方針をもって弁護を支援するというのではありません。です  
から外務省も、一つの方針で弁護団を指導すべきではない、という方針  
に帰着しています。

さらに私が見るところ、吉田茂は、東京裁判を「みそぎ」の道具に  
して、日本の再建そして対米協調への転換をスムーズなものにしよう

と考えていました。弁護支援、家族との連絡などの支援は第一復員省  
（旧陸軍省）、第二復員省（旧海軍省）の担当です。外務省の被告人が  
いれば外務省が担当するなど、各行政機関の単位で非公式に行われま  
した。その結果、弁護団の内部で対立が激化していくことになりまし  
た。

#### 四 国際検察局による告発

次は検察に目を向けます。

一九四五年二月八日、マッカーサーはGHQの内部に国際検察局  
という特別参謀部を設けました。これが東京裁判の検察側です。そし  
てこの局長には、アメリカの元司法次官補ジョゼフ・キナンが任じ  
られました。キナンは連合国唯一の首席検事となり、その他の連合  
国の検事は参与検事（アソシエイト）でしたから、東京裁判ではアメ  
リカの影響力が非常に強かったわけです。

しかし日本の場合、官庁、新聞社などが降伏前後に重要文書を大量  
に焼却してしまったので、検察は証拠集めに非常に難渋しました。書  
類がない分、容疑者や関係者の尋問の重要性が増すことになりました。  
しかし結果的には、外交記録や木戸幸一の日記といった重要な文書も  
見つかり、かなり膨大な情報が短期間に集まりました。

こうした記録の収集が東京裁判の最大の意義の一つと言ってよいと  
思います。東京裁判のおかげで膨大な史料が集まったのです。

そして一九四六年四月二九日、戦前期の日本の指導者二人が極東国際軍事裁判所に起訴されました。ニュルンベルクと違い、日本の場合、被告人は国際的な知名度があまり高くありません。このため、重要な事件や組織の代表者をピックアップするという方法で被告人が選定されました。

日本側が一番恐れられたのが昭和天皇の起訴でした。検察の内部でも天皇を起訴して有罪にすることは可能だという立場はありましたが、天皇を起訴すれば日本人が一斉に反発することは容易に想像できますから、天皇の起訴は連合国にとって愚かな選択肢であって、実現の可能性は極めて低かったと考えます。

検察側は、日本の指導者と国民を区別し、一九二八年の張作霖爆殺から四五年の戦争終結まで、日本の指導者がアジア支配を共謀して、侵略戦争と残虐行為を行ったと指弾しました。

この場合、問責されるのは日本側の行為だけです。連合国側に類似の行為があっても告発されませんし、法廷に持ち込んでも反証としては採用されません。既にロンドン会議において、イギリスの法務総裁デイヴィッド・マックスウェル・フェアフが「避けなければいけないことが二つある。一つはナチスの宣伝であり、他の一つは検察官の側の国々の行動が法廷で審理されるということである」と率直に述べています。

## 五 判事団の分裂と多数判決

判事と検事は、すべて連合国の代表で独占されました。日本はもちろん、中立国の代表もいませんでした。ヘンリー・ステイムソン米陸軍長官の片腕であったジョン・マクロイ陸軍次官補は、中立国判事がない理由について、中立国は戦時中、連合国に貢献しなかったからと述べていて、要は検討以前の問題だったわけです。

東京裁判はしばしば、結論ありきの八百長裁判だったと言われます。判決も全員有罪となりますし、そういった見方が出てくるわけですが、判事団の内部を一次史料で探ってみると、実情はそれほど単純でもなかったことがわかります。

それでは、判事団の問題に目を向けたいと思います。開廷の当初、弁護側は裁判所の管轄権を忌避する動議を提出しました。先ほども触れたポツダム宣言を受諾した当時、「平和に対する罪」、戦争の開始は国際犯罪ではなかったという理屈です。判事団は激論の末、この動議を却下しましたが、理由の公表は先延ばしにしました。これは、意見が割れて公表できるような統一な理由が存在しなかったからです。

興味深いことに、先頭を切って「平和に対する罪」は事後法ではないかと疑問を呈した判事は、オーストラリア代表のウィリアム・ウエツブ裁判長でした。しかし、これに対して、同じ英連邦のイギリス、ニュージーランド、カナダの三人の判事は猛反発しました。彼らはニュルンベルク裁判と歩調を合わせて、侵略戦争は国際法上の犯罪なのだとい

立場をとらなければいけないと主張しました。

これ以降、判事団は、ばらばらになっていきます。この状況を物語るのが一九四七年四月のイギリスの外交文書です。<sup>(3)</sup> オルヴァリー・ガスコイン在日イギリス代表部長が事細かに判事団の状況を本国に説明していますが、ニルンベルク判決に従おうとしない判事たちの存在が問題でした。

イギリス政府は、危機感を抱いて対処策をいろいろと検討するのですが、決め手がなく、結局は、東京の現地にいるイギリス判事のウィリアム・パトリックが多数派工作を行い、その工作に期待を寄せました。その結果、おそらく一九四八年の春ごろ、「多数派」と呼ばれる判事七人のグループが結成されます。それは、先ほどのイギリス、カナダ、ニュージーランドの三人に、アメリカ、ソ連、中国、フィリピンの四人が加わった七人のグループです。「平和に対する罪」は既に国際犯罪なのだとすることに賛同する立場が多数派の特徴です。逆に、「平和に対する罪」に異論を持つ判事は少数派として判決作成から排除されました。

このように再編成することで、判事団は危機を脱しました。こうして裁判所は、英文で一四四五ページという長文の多数判決を一九四八年一月に法廷で朗読することになりました。判決は、ニルンベルクと同様、侵略戦争の計画遂行は犯罪であると明言し、長期にわたる全般的共同謀議が一九二八年から四五年まで存在したと認定しました。

東京裁判の判決は、この多数派判事のグループが書いたもので、多

数判決あるいは多数意見と呼ばれています。そして一月二日、二人の被告人に刑が宣告されました。絞首刑は七人、有期の禁錮刑が重光葵、東郷茂徳の二人、それ以外は終身禁錮刑一六人で、無罪はいませんでした。

この量刑については、多数派による判決の事実認定や法理論の認定とは違い、判事一人全員が多数決の投票で決めたと言われています。全員が有罪で、死刑は七人。ところが、その人物がどうして死刑になったのかという個別の問題は、史料がないため、ほとんどわかりません。はっきりしているのは、ニルンベルクでも東京でも、「平和に対する罪」だけを理由にして死刑になったケースは存在しないということです。

侵略戦争だけだと、上限は終身禁錮刑になります。というのも、「平和に対する罪」には事後法批判がついて回るので、それで死刑にするのは危険だという判断があつたからです。死刑を正当化するには重大な残虐行為での有罪が必要で、伝統的な戦争犯罪が不可欠でした。これは推測ではなく、根拠になる文書がいくつかあります。例えば、一九四八年六月にアメリカの判事マイロン・クレイマーがウェップに宛てた覚書では、死刑の根拠にはやはり残虐行為による戦争法規違反が必要であり、それを使うべきだという提案をしています。

ですから、東條の死刑にしても、実は開戦のせいではありません。彼は残虐行為を命令、許可したという訴因の第五四で死刑になったのです。<sup>(4)</sup> 東條は首相、陸相、内相として内外の捕虜、抑留者の虐待に広

範な責任を負わされたこととなります。

また、文官の広田弘毅や、有罪の訴因が一つだけの松井石根がどうして死刑になったのかといえば、南京事件のためです。要するに重大な残虐行為での有罪が死刑の根拠であったわけ<sup>(5)</sup>です。逆に、海軍の被告人が一人も死刑になっていないのはなぜかという<sup>(6)</sup>と、残虐行為について証拠不十分で無罪と認定されたからなのです。

このように、開戦の責任を追及することがニルンベルクでも東京でも連合国の一番のセールスポイントだったのですが、公判が進むにつれて残虐行為のほうに注目が集まるという皮肉な結果になった面もあります。

そして、残虐行為による有罪は日本人にも大変な衝撃を与えました。刑の言い渡しを実際に法廷で傍聴した大佛次郎は、「聴いていて一番つらかったのは、日本軍の残虐行為のくだりであった。この民族的な汚点を世界の目から拭い去るのに、これから何十年の歳月を要するか私には知らない」と書き残しています。知的エリートの大佛は判決を自分の身に引きつけて理解をしていて、特に日本軍の残虐行為に大きな恥辱を感じました。また、川端康成も傍聴しているのですが、彼も大佛と同様に、日本の行った残虐行為を悔いる感想を残しています。

日本人は、この判決を表面上、静かに受けとめました。しかし、判決の直後、広田、重光といった外交官には広範な同情が寄せられて、減刑嘆願の署名運動も盛り上がりを見せました。

## 六 赦免措置と戦犯条項

主権を回復した後、焦点は戦犯釈放という段階に移ります。現在の視点から見るとやや意外な印象を持たれるかもしれませんが、この一九五〇年代の戦犯釈放に日本の社会は大変寛容でした。

既決戦犯に対する赦免、減刑や仮釈放などは、いわゆる「逆コース」の文脈で理解されるものではなくて、当初から戦犯処罰計画に組み込まれていました。一九四六年四月の段階で、通常の司法手続として赦免を取り入れると述べた文書が残っています。審理をして判決を下して有罪になった受刑者に対しても、赦免のチャンスを与えれば、戦犯裁判も通常の司法手続なのだと言われてきます。

ドイツ人戦犯に減刑の特典が導入されたのは一九四九年二月のことでした。それからやや遅れて東京のGHQも一九五〇年三月、仮釈放を含む包括的な赦免システムを設定しています。ただし、これではあんなに既決戦犯が巣鴨ブリズンから出ていくかという<sup>(7)</sup>と、そうではありませんでした。仮釈放の審査は極めて厳格で、日本側が驚くほどでした。これはなぜかという<sup>(8)</sup>と、「文明の裁き」の正当性を守るためだったのです。

日本の関係者や民間団体は、講和を好機にして戦犯全員が大赦されることに期待を寄せましたが、そうはなりません<sup>(9)</sup>でした。一九五一年九月八日に調印された対日講和条約の第一条は戦犯条項となつていますが、同条は日本が主権回復後も受刑者の刑を執行する義務を負う

として、大赦を否定しているのです。受刑者の減刑、仮釈放といった赦免については日本は勧告をする権限を、裁判を実施した国は決定権を与えられました。<sup>6)</sup>

しばしば日本で議論の的になるのが「判決の受諾」という文言です。外務省訳だと「裁判の受諾」となっていますが、第一条前段にあるこの判決受諾規定は、イギリスが一九五一年四月に出した講和条約草案から生まれたものです。イギリスは、実はあまりこの点に積極的ではなかったのですが、オーストラリアとニュージーランドが強く主張をしてイギリスを突き上げ、イギリスがそれを受け入れたといういきさつがあります。

戦犯条項全体について、日本の外務省は、異議を申し立てるような修正点はないとして受け入れています。

この判決受諾規定は、日本が戦犯裁判の判決の効力を認めて刑を執行するという意味です。つまり独立後も日本が勝手に判決を破棄したり、受刑者を釈放したりということは許さないといいものでした。しかし、日本国内で現在も論争になるのは、この判決の受諾が東京裁判やB・C級裁判の「正しさ」の受け入れを意味するかどうかということです。

この点、外務省の史料を見ても、該当する有権解釈の文書は見つからなかったのですけれども、参考になりそうなのが、二〇一三年三月に公開された外務省記録です。一九五三年二月に条約局第三課が作成した文書なのですが、この場合の受諾というのは日本側が戦犯裁判の

国際法上の適法性、連合国がその刑を続いて執行する場合に、その執行の適法性について争わないということの意味すると述べています。すなわち、この第一条によって日本側は「国際法上の犯罪であることについて反対しない義務を負った」のだ、というわけです。おそらく外務省の立場はこういったところだったのだろうと前々から推測していました。これが決定的な史料とまでは言えないものの、仮にそうした史料が存在したとしても、大体これと同じような内容なのではないかと考えています。

結局、この裁判の適法性に反対しないというのは、判決の効力を容認する「消極的な容認論」なので、裁判の「正しさ」を認める「積極的な容認論」とは異なるものです。つまり外務省は、戦犯裁判の正当性を否定はしないものの、他方で、あえて認めることもしないという立場なのではないかと私は想像しています。

外務省は一九五一年八月の文書で、条約は漠然としていて解釈の余地を残しているところに妙味があり、いたずらに今から細部にわたって詮索しないほうがよい、と書いていて、判決受諾のほうにはあまり重きを置かず、戦犯釈放の外交交渉に活路を見出していました。

占領期、A級戦犯の重光葵も含めて八九二名が、釈放ないし仮釈放されました。講和条約が発効した一九五二年四月二八日現在、拘禁中の受刑者は外地に服役した人も含めて一二四名でした。A級戦犯は五二年八月までに梅津美治郎、白鳥敏夫、東郷茂徳、小磯国昭、平沼騏一郎の五名が病死しています。そして終身刑の一二二名が残りました。

主権を回復した日本にとって、この戦犯受刑者は占領と戦争の残滓でした。敗者に押しつけられた不平等だと思われたわけです。この間、戦犯に同情する日本国民は増えました。日本社会党を含む左右の政党のほとんどが、特にBC級の戦犯釈放に前向きでした。こうして日本政府は五年のうちにBC級の仮釈放、そしてA級全員の大赦を勧告しています。簡単には進みませんでした。A級受刑者の場合には一二名全員が一九五六年三月までに仮釈放されています。最後に仮出所したのは佐藤賢了でした。

そして岸内閣期の一九五八年四月七日、この日までに減刑という方式を認めてもらい、A級戦犯は刑期満了になっています。その後、まだBC級の受刑者が残りましたが、五八年二月二十九日、アメリカのBC級裁判で有罪になった受刑者も減刑という方式で刑期満了になり、戦犯問題は決着しました。

事実上の政治的解決ではあるものの、アメリカは最後まで日本人戦犯の大赦を認めず、司法的審査の形式を絶対に崩しませんでした。つまり、司法的解決にこだわったわけです。これは「文明の裁き」を維持するためでした。

## おわりに

東京裁判は日本占領政策の一環として行われました。日本占領の初期の目標は、非軍事化と民主化を合わせて日本を無害化するというこ

とにありました。非軍事化の頂点が東京裁判、民主化の頂点が日本国憲法の制定であったと思います。この二つが達成されたら、占領政策はいつでも次の段階、経済再建、経済自立に移行できる。東京裁判は、そのように大きな政策でした。

最後に、「東京裁判は一体何を遺したのか」ということに簡単に触れておきたいと思います。

第一は、記録の集積です。先ほども申しましたが、これによって情報が公開され、政治の舞台裏や残虐行為の存在が日本国民の知るところとなりました。また、占領期は検閲が厳しい時代でしたが、この占領下で連合国に対等にもが言える稀有の舞台、それが東京裁判の法廷だったという見方もあります。ですから、証拠採用されないにしても、アメリカ人弁護人が原爆投下を批判することも可能になりました。

第二に、戦争責任を正式に清算し、国際的に決着させたことです。

第三に、日本外交においては、対米協調への転換を円滑にするための道具として、東京裁判が機能しました。

第四に、歴史や戦争責任をめぐる国内分裂。これは負の遺産ですけれども、東京裁判は戦後の左右の思想的分断の源流の一つだと思えます。

第五に、その後の国際人道法の問題です。ニュルンベルク裁判、東京裁判の法の側面は国際人道法の発達につながりました。

いずれにしても、正の遺産、負の遺産、双方がありますし、東京裁判を単純に肯定したり否定したりという議論は正しくないのではない

か。「文明の裁き」でもあり、「勝者の裁き」でもある。東京裁判の両方の側面をありていに見ていくことが必要だというのが私の立場です。時間になりましたので、私の報告は以上で終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

### 質疑応答

問 東京裁判の日本側弁護団は非常によく頑張っていました。また、これを補佐するアメリカ人の弁護士、例えばベン・ブルース・ブレイクニーの努力も私は評価すべきだと思います。ブレイクニー以外にもアメリカ人の弁護士は相当いい発言をしているという印象ですが、いかがお考えでしょうか。

日暮 御指摘のとおり、アメリカ人弁護士は非常に大きな役割を果たしました。今日は触れませんでした。その役割の大きさについては私もこれまで、いろいろな機会に指摘してきました。

アメリカ人弁護士をつけろと言ったのは日本側だという見方があるのですけれども、実はそうではなくて、GHQの側でも、かなり早くからアメリカ人がイギリス人の弁護士をつけなくてはならないと考えていました。裁判は英米法の法廷ですから、英米法のエキスパートが必要であるし、日本人には言葉の壁もあるということで、アメリカ人の弁護士が必要だと思われました。そうでないと、それこそ「八百長裁判」やら「勝者の裁き」やらと言われてしまうので、

アメリカ人弁護士を任命することになりました。

この点、裁判終了直後のことですが、法律雑誌で座談会（「東京裁判の事実と法理」『法律時報』一九四九年二月号）がありまして、丸山眞男が、アメリカ人弁護士をつけたのは正解だった、アメリカ人弁護士が日本のために頑張ってくれているという姿を見せたことで、日本人も「勝者の裁き」という印象を相当に和らげ、大変よい効果が生まれたのではないか、といった趣旨を指摘しているのですが、これは今日から見て丸山の達見であると思います。

当初、日本の関係者、被告人や日本人弁護士は、アメリカ人弁護士が日本のために本気で弁護するはずがないと冷やかでした。しかし彼らアメリカ人弁護士は実際に公判で日本のために本気で尽力してくれました。その行動に日本の関係者も感じ入って見方を改めることになりました。情緒的な点は別にしても、やはりアメリカ人弁護士のプレゼンスは非常に大きかったと考えます。

問 私は大川周明さんに個人的に会ったことがあります。友人に大川という山形県から来た学生がいて「おい、おれの叔父貴に会わないか」と言われて会ったのです。いろいろと話しましたが、その中で彼が言ったのは、「（東京裁判で）自分は狂人の真似をした。ばかなやつらは本当に狂人だと思って自分を釈放した」ということでした。日暮 その件については、私もよく聞かれますのですが、どうにも判断がつかない問題で、わかりません。東京帝大医学部教授の内村祐之（内村鑑三の子息）が、精神障害であると診断しています。し

かし、一九四六年の終わりくらいになると、大川は病床で日記を復活させるのですが、その叙述は正常なものに見えます。素人考えでは、それほど簡単に回復するものだろうか、つい疑いたくもなるのですが、大川本人が「真似をした」と言っていたというのは貴重な情報かと思えます。

問 東京裁判での死刑は七名、ニュルンベルクは一二名となっているのですが、日本側は全員捕虜の虐待ということで死刑になっていきます。この差異はどうして出たのでしょうか。

日暮 東京裁判とニュルンベルク裁判の違い、残虐行為関連での違いでいえば、ニュルンベルク裁判ではC級の「人道に対する罪」について指導者を厳しく追及しました。これに対して、日本の場合は、「人道に対する罪」が実質的にほとんど機能しなかったし、判決でも全く無視されています。「人道に対する罪」を起訴状に入れた検察でさえ、もともと日本には「人道に対する罪」の罪状はないと判断していたのです。

「(c) 人道に対する罪」(注(2) 参照) というのは、一般住民に対する殺人、殲滅、奴隷化、非人道的行為、または政治的、人種的理由に基づく迫害行為ですが、これをあえてつくったのは、ナチの残虐行為が非常に特殊だったせいなのです。

二つの点で、ナチの残虐行為は特殊でした。第一に、ナチのユダヤ人迫害はユダヤ系ドイツ人に対する非人道的行為、つまり、「自国民に対する行為」を含んでいて、要するに内政問題です。これは

伝統的な戦争法規の違反では捉えられないわけです。

第二に、ナチのユダヤ人迫害は政権を掌握して間もなく、一九三三年から始まっています。つまり「戦前の行為」ですから、戦時中の行為を裁く戦争法規は使えません。この二点において、ナチのユダヤ人迫害は特殊だったので。

これを戦争犯罪として裁けるようにするためにつくったのが「人道に対する罪」です。今日では、この「人道に対する罪」の処罰対象も広範囲になっていますが、少なくとも東京裁判、ニュルンベルク裁判の時代には、「人道に対する罪」は、いわばナチ専用の戦争犯罪であったということになります。

それと、戦犯釈放問題に関連して補足すると、日本の場合、A級の受刑者たちは、BC級よりも先に全員仮釈放されているのですが、これに対してニュルンベルクでは刑期を全うする人が多かったのです。日本の場合は初めのうち、多くが「病氣」を理由にした医療仮釈放という方法をとっています。日本の場合、医療仮釈放といっても実は虚偽申告だった例もあるようですが、ドイツのほうは本当に病状の重い人が若干名だけ医療仮釈放を受けて、仮釈放後間もなく死去しています。

そういう違いは、戦犯管理の違いに起因しています。ドイツの場合は米・英・仏・ソ四カ国の国際管理だったため、ソ連が反対すれば仮釈放されませんし、ルドルフ・ヘスのように最後の一人になるまでずっと拘禁され続けました。このように、日本とドイツでは、

国際裁判の受刑者の仮釈放に違いがありました。

問 国際人道法の発展という話の関連で、旧ユーゴの国際戦犯の問題について、クロアチアの関係者と意見交換した時に、国際人道法の発展は道半ばだと感じました。例えばセルビア人と戦ったクロアチア人が戦争犯罪に問われて、旧ユーゴ国際戦犯法廷の第一審では共同謀議で有罪になったものの、クロアチアは大陸法なので共同謀議という概念がなく、第二審で無罪になった人がいるなど、いまだに共同謀議について国際的な議論が確立していないことを知り、私はある意味でびっくりしたのです。

共同謀議に関しては、東京裁判でもいろいろ議論がありましたけれども、共同謀議は英米法の考え方から出てきたのか、違う形で国内的な発想がそのまま出てきたのか、教えていただけますか。

日暮 共同謀議（コンスピラシー）の問題については、やはりナチ・ドイツを裁くために導入されたという経緯があります。アメリカの陸軍省に戦時勤務していた弁護士のマリー・バーネイズが、この概念を使って多くのナチ戦犯を裁こうという動機で導入したものののです。とにかくたくさん容疑者がいるので、ニュルンベルクの国際軍事裁判では、まず親衛隊やゲシュタポを「犯罪性ある組織」として有罪しておきます。

そしてコンスピラシーという、犯罪を行おうとする合意だけで独立犯罪が成立するという英米法の犯罪概念を活用します。これは会議の参加とか、一部に関わっただけでも一網打尽にされてしまうと

いう、検察側にとつては強力な武器になる犯罪概念なのですが、先ほどの「犯罪性ある組織」のメンバーだっただけで、国際軍事裁判の後に続く裁判で効率的に有罪にできるという判断でした。

この共同謀議を日本でも使おうと考えたのは、国際検察局のアメリカ検察陣でした。これは「ニュルンベルクとの統一性」を確保するためでした。ドイツと日本で、なるべく基本線は共通にしたい。二つ合わせて、これを法的な先例として確立したいという判断があったのです。

ただし日本の場合、ドイツとは違う独自の機能をこの共同謀議が果たしていました。もちろん法的な面、例えば状況証拠で立証できるとか、そういった検察にとつての都合のよさはありますが、それ以外にも、日本にやってきた検察の人々は日本の政治・外交・社会・文化のことをほとんど知らなかったので、「日本の指導者が侵略の共同謀議を行った」というストーリーを組み立てると、理解と説明が容易になるという面もありました。

こうして、一九二八年の張作霖爆殺から満州事変、国際連盟脱退、日中戦争といった各段階で責任ある役職にあった人物をピックアップすればいいわけです。

例えば、よく言われるのは、石原莞爾がどうして訴追されずに済んだのかということ。これも代表者や地位という観点から見ると理解しやすくなります。「東條と対立したから石原は起訴されなかった」という見方もあるのですが、私自身はその根拠になる史料

を見たことはありません。東條と対立していたから起訴しないというのであれば、早期に石原は候補から削られているはずだと思います。ところが、石原は被告人の確定直前まで候補者であり続けたのです。

それでは、なぜ石原は起訴されなかったのかというと、一つには健康問題がありました。当時既に石原は東京通信病院に入院していました、公判中に死亡してしまうと、検察にとって大きな損失です。

もう一つは、石原は板垣征四郎とコンビを組んで満州事変を起こしましたが、板垣のほうがその後、出世しているのです。中国の残虐行為でも板垣は告発できるし、陸軍大臣も経験しているというところで、多くのポイントで板垣のほうが枢要な地位についています。このため、満州事変関係だけの石原よりも板垣を起訴したほうが得策だと判断されたのだろうと思います。

問 七名が死刑判決を受けて、その中に陸軍が六名、外務省は一名だけで、海軍はゼロということで、それはなぜだったのかというのを教えていただきたいと思います。

死刑になった原因が残虐行為、戦争行為であれば、真珠湾の攻撃もそれに該当するのではないかと思うのです。現地的一般人も相当死んでいるはずですので、訴えようと思えばそれが対象になるはずなのに、なぜ取り上げられていないのでしょうか。

日暮 まず、東京裁判での死刑判決は、いずれも重度の残虐行為が理

由になっています。その中でも捕虜虐待が中心となっていますが、捕虜管理は陸軍が管轄していたので、捕虜虐待だと陸軍の責任ということになる。海軍も残虐行為で追及されましたが、証拠不十分で無罪になったため、死刑が出なかったのです。

南京事件については、公判審理であまりに大きな衝撃を与えたため事件当時の外相の広田、中支那方面軍司令官の松井の二人が、その責任を負わされることになったのです。

次に、真珠湾の訴因は東京裁判の起訴状では「殺人」と訳されていますが、原語は *murder* です。故意に殺すという「故殺」という訳のほうがいいのかもしれませんが、これで真珠湾は追及されています。残虐行為とは別の領域です。

「殺人」という訴因ができたのは、マッカーサーの願望によるものでした。マッカーサーは、実は東京裁判には批判的でした。国際裁判ではなく、自分のコントロールが効くアメリカ単独のBC級裁判、例えば山下裁判、本間裁判のような形で、東條とその閣僚を裁きたいと考えていました。しかし、ワシントンで大きな方針は決まっていますから、マッカーサーが繰り返し提案をしても受け入れられませんでした。そこでマッカーサーはイギリスの検事アーサー・ミンズ・カーなどに対して、宣戦布告なき真珠湾攻撃は「殺人」であって通常の交戦行為ではないとして、「殺人」で追及するよう求めたのです。

真珠湾攻撃の追及はアメリカが相当に力を入れた分野でした。と

ところが、東京裁判の判決は、真珠湾関係をほとんど無視しました。これは、一九二八年から四五年までの全般的共同謀議として侵略戦争関連を既に有罪にしているのだから、このうえ真珠湾で屋上屋を重ねる必要はないとして削除されたのです。キーンは、この判決を見て、真珠湾関係がほとんど無視されていると激怒しました。よく東京裁判の判決は検察の主張と同一だと言われますが、実はいくつか注目すべき違いがあつて、その一つが真珠湾攻撃をめぐる評価の違いなのです。

（平成一九九年三月二四日、於外交史料館講堂）

注（※講演用資料より抜粋）

（1）東京裁判とニュルンベルク裁判の基本データは以下のとおり。

東京裁判（一九四六年五月三日～一九四八年一月二日）

- ・ 裁判所一カ国（米・英・中・ソ・仏・蘭・加・豪・NZ／印・比）
- ・ 被告人二五名（二八名起訴⇒大川審理除外、松岡・永野獄死）
- ・ 死刑七名（土肥原、広田、板垣、木村、松井、武藤、東條）
- ・ 終身刑一六名、禁錮二〇年一名（東郷）、七年一名（重光）、無罪〇名
- ・ ニュルンベルク裁判（一九四五年一月二〇日～一九四六年一〇月一日）
- ・ 裁判所四カ国（米・英・仏・ソ）
- ・ 被告人二二名（二四名起訴⇒クルップ高齢で審理除外、ライ自殺）
- ・ 死刑一二名（ボルマン欠席裁判）
- ・ 終身刑三名、禁錮二〇年二名、一五年一名、一〇年一名、無罪三名

・ 六組織起訴⇒ナチ党指導部、親衛隊（SS）、ゲシュタポ・保安課報部⇒犯罪的組織

↓突撃隊（SA）、帝国内閣、ドイツ国防軍最高司令部・参謀本部⇒無罪

（2）「国際軍事裁判所憲章」第六条（一九四六年八月八日採択、ロンドン協定附属）

「次に掲げる各行為またはそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

（a）平和に対する罪 [crimes against peace] すなわち、侵略戦争または国際条約、協定、誓約に違反する戦争の計画、準備、開始、遂行、もしくは上記諸行為のいずれかを達成するための共通の計画または共同謀議への参加。

（b）戦争犯罪 [war crimes] すなわち、戦争の法規または慣例の違反。この違反は以下のものを含むが、これに限定されるものではない。占領地所屬ないし占領地内の一般住民の殺害、虐待、または奴隷労働その他の目的をもってする強制移送 (deportation)、捕虜ないし海上にある者の殺害、虐待、または人質の殺害、公私財産の略奪、都市町村の恣意的な破壊または軍事的必要によって正当化されない破壊。

（c）人道に対する罪 [crimes against humanity] すなわち、戦前または戦時中にすべての一般住民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隷化、強制移送、およびその他の非人道的行為、もしくはは犯行地の国

内法違反であると否とにかかわらず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、または、これに関連して行なわれた政治的、人種的、宗教的理由に基づく迫害行為。」「日暮吉延『東京裁判の国際関係』木鐸社、二〇〇二年」

(3) 一九四七年四月二五日 オルヴァリー・ガスコイン在日イギリス代表部長 発外務省宛覚書 パトリック(イギリス判事)は判事団は判決について全会一致の合意に達することができないと確信していた。ウェップ裁判長の「判決」は有罪を宣告するものとなるだろうが、その根拠は独特で、侵略戦争の準備と遂行は国際法上犯罪だとするニュルンベルク判決に従わない。レーリンク(オランダ判事)とバル(インド判事)は「有罪に同意しないだろうし、少数意見を提出するかもしれない」。バルは、すでに自身の「判決」を起草した。ウェップとバル以外の英連邦判事は全員、ニュルンベルク判決に賛成している。残りの判事、すなわちアメリカ、中国、ロシア、フランス、フィリピンの判事は現在のところ不確実な多数派である。[Gascoigne to FO, 25 April 1947, LCO 2/2992, National Archives of the UK]

(4) 東條英機評決(訴因五四) 残虐行為の命令・授權・許可)「捕虜及び抑留者の野蛮な取扱いは、東條によくわかつていた。かれは、違反者を処罰し、将来同じような犯罪が犯されるのを防止する十分な手段をとらなかつた。バターン死の行進に対するかれの態度は、これらの捕虜に対するかれの行為を明らかにするかぎを与えるものである。……日本政府の最高首脳者は……戦争法規の遵守を励行するという義務の履行を意識的に

拒んだのである。……泰緬鉄道の敷設に捕虜を使用すべきであるとかれは勧告した。……本裁判所は、訴因第五十四について、東條を有罪と判定する。」「極東国際軍事裁判速記録」第一〇巻、雄松堂書店、一九六八年」

(5) 死刑判決(「極東国際軍事裁判速記録」第一〇巻、雄松堂書店、一九六八年)

①土肥原賢二(第七方面軍司令官) マレー、スマトラ等での捕虜虐待  
②広田弘毅(首相・外相) 南京事件時の職務怠慢「訴因第五十五(残虐行為防止の職務怠慢)については、かれをそのような犯罪に結びつける唯一の証拠は……南京の残虐行為に関するものである。かれは外務大臣として……自己の義務に怠慢であつた。かれの不作為は、犯罪的な過失に達するものであつた。」

③板垣征四郎(第七方面軍司令官) シンガポール、スマトラ等での捕虜虐待

④木村兵太郎(ビルマ方面軍司令官) 泰緬鉄道の捕虜虐待

⑤松井石根(中支那方面軍司令官) 南京事件時の職務怠慢のみ(侵略開戦は完全無罪)「これらの出来事をかれは知っていた。かれは自分の軍隊を統制し、南京の不幸な市民を保護する義務をもつていたとともに、その権限をもつていた。この義務の履行を怠つたことについて、かれは犯罪的責任があると認めなければならない。」

⑥武藤章(近衛師団長、第一四方面軍参謀長) スマトラ、フィリピンでの残虐行為

⑦東條英機（首相・陸相・内相）内外の捕虜・抑留者虐待

- (6) 一九五一年九月八日 日本国との平和条約第二一条（外務省訳）「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し〔Japan accepts the judgments〕、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする〔will carry out the sentences〕。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基づく場合の外、行使することができない。」